

様式第2号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証

おふたりから、宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるおふたりのご多幸を祈念します。

宝塚市は、全ての人が個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。

今後とも、おふたりが宝塚市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

様

様

年 月 日

宝塚市長 中川智子 （ 署 名 ）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

(1) 宝塚市外へ転出

・転出先

・転出日 年 月 日

(2) 死亡

・亡くなった方

・亡くなった日 年 月 日

(3) 同性カップル解消

・解消された日 年 月 日

年 月 日

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

收受印

様式1-2 (表)

宝塚市パートナーシップ宣誓受付票

様

様

以下のとおり、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

1 双方が宝塚市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

提出期限： 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠く申請として、連絡先へ宣誓書類をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆宝塚市パートナーシップの宣誓についての問い合わせ

宝塚市総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電 話 0797-77-9100

FAX 0797-77-2171

様式1-2(裏)

■この証明書を提示されたみなさまへ

宝塚市は、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が大切され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、同性カップルがパートナーシップの宣誓を行います。パートナーシップ宣誓は、宝塚市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この申請受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、宝塚市に転入しようとしているときに公布するものです。宣誓者が宝塚市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさま宛に掲示する可能性があります。

事業者のみなさまには、このパートナーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 宝塚市の「パートナーシップの宣誓」とは、

ここにいう「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいいます。パートナーシップの宣誓は、市長が、当該宣誓者をパートナーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。
- 2 パートナーシップの宣誓をすることができる人

申請をするには、次の4つを満たす必要があります。

 - (1) 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくしていること。
 - (2) 双方が20歳以上であること。
 - (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
 - (4) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 双方に配偶者がいないこと。
 - イ 当事者以外の者と同性カップルでないこと。

※上記(3)ウ「双方が市内への転入を予定している」場合の申請は、「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに受領証を交付します。